

別表第九の六(第九条の十一関係)

(第一面)

第 号	写 真	身分証明書 所属部課名 職名及び氏名 生年月日
上記の者は、測量法第51条の18第1項の規定による立入検査をする者であることを証する。		
		交付年月日 有効期間 国土交通大臣
		印

(用紙の寸法は、日本産業規格B8とする。)

(第二面)

測量法(昭和24年法律第188号)抜粋

第51条の18 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録養成施設の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。